

# **OCTV 多チャンネル放送サービス契約約款**

**平成23年7月1日現在**

**株式会社帯広シティーケーブル**

# 株式会社 帯広シティーケーブル 契約約款

## ～目次～

第 1 条	(甲の行うサービス)
第 2 条	(契約の対象)
第 3 条	(契約の成立)
第 4 条	(加入申込の解除)
第 5 条	(契約の有効期限)
第 6 条	(契約料)
第 7 条	(施設の設置及び費用負担)
第 8 条	(利用料金)
第 9 条	(STB)
第 10 条	(料金の支払い方法)
第 11 条	(料金の改定)
第 12 条	(甲の責任及び免責事項)
第 13 条	(サービス提供の停止による損害の賠償)
第 14 条	(サービスの無断使用、営業使用の禁止)
第 15 条	(故障)
第 16 条	(放送内容の変更)
第 17 条	(設置場所の変更)
第 18 条	(名義変更)
第 19 条	(加入者の禁止事項)
第 20 条	(違約に関する措置)
第 21 条	(加入契約の解約)
第 22 条	(加入者の義務違反による停止)
第 23 条	(契約の解除)
第 24 条	(B-C A S カードの取扱い)
第 25 条	(C-C A S カードの取扱い)
第 26 条	(加入者個人情報の取扱い)
第 27 条	(加入者個人情報の利用目的等)
第 28 条	(加入者個人情報の共同利用)
第 29 条	(加入者個人情報の取扱いの委託)
第 30 条	(安全管理措置)
第 31 条	(本人による開示の求め)
第 32 条	(本人による利用停止等の求め)
第 33 条	(本人確認と代理人による求め)

第34条	(本人の求めに係る手数料)
第35条	(苦情処理)
第36条	(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)
第37条	(保存期間)
第38条	(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)
第39条	(国内法への準拠)
第40条	(定めなき事項)
第41条	(約款の改定)
附 則	
別 表	(料金表)

株式会社 帯広シティーケーブル（以下甲という）と、甲が行うサービスの提供を受ける者（以下加入者という）との間に結ばれる契約は、次の条項によるものとする。

（甲の行うサービス）

第 1 条 甲は業務区域内の加入者に次のサービスの提供を行う。

- （1）自主放送テレビジョン・音声番組・データ等（有料チャンネルを含む）を有線により放送するサービス。
- （2）甲による受信可能なテレビジョン放送、及びFM放送を有線により再送信をするサービス。
- （3）上記サービスに付帯する業務。

（契約の対象）

第 2 条 加入契約の対象は次の 3 形態とする。

- （1）1 戸建住宅及び下記以外の一般加入者。
  - （2）ホテル、病院、下宿等の第 3 者サービスを目的とする営業用加入者。
  - （3）4 世帯以上の集合住宅、アパート等の共同加入者。
2. 加入契約は 1 端子受信機ごとに行う。但し、営業用加入者の場合は増設受信機を含むものとする。

（契約の成立）

第 3 条 加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとする。

ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがある。

1. 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
2. その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
3. 本施設の構築が困難であると判断される場合
4. 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

（加入申込の解除）

第 4 条 加入申込者は、加入申込を解除しようとするときは、申込の日から 8 日の間、書面で甲に通知することにより申込を解除することができる。この場合、工事施工済みの場合工事料を加入者の負担とする。尚、契約料を支払済みの場合はその契約料の払戻しを行う。

（契約の有効期限）

第 5 条 契約の有効期限は、契約成立の日から 1 年間とする。ただし、甲、加入者いずれから意思表示がない場合には、引き続き 1 年間の期間を更新するものとし、以後も同様とする。

（契約料）

第 6 条 甲に加入し、サービスの提供を受けようとする場合は、別に定める料金表に従い、契約料を支払うものとする。

（施設の設置及び費用負担）

第 7 条 甲のサービスに必要な施設の設置工事並びに保守は、甲及び甲が指定する業者が行うものとする。

2. 甲は設置した施設のうち、引込端子（放送センター、伝送路設備）までの設置に要する費用は甲が負担し、これを所有する。
3. 加入者は、引込端子の引込線より受信機の入力端子までの設備の設置に要する工事代金を負担（別途申込書により契約料と合算して分割払いが可能）し、甲は引込端子以降保安器又は V-ONU を含む引込線（V-ONU 用電源装置含む）の他、セットトップボックス（以下 STB という）を所有する。加入者は、保安器又は V-ONU 出力端子以降の屋内線を所有する。
4. 施設の設置にあたり、甲の施工基準を超える場合、その費用は、加入者の負担とする。
5. 加入者は加入者の施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合があっても、甲はその責を負わないものとする。

（利用料）

第 8 条 加入者はサービスの提供を受け始めた当該月日の翌月から、別に定める料金表に従い利用料を支払うものとする。

2. 甲が第 1 条に定める全てのサービスを月のうち継続して 10 日以上行わなかった場合は、当該分の利用料は前項の規定にかかわらず無料とする。但し、番組単位に支払う有料チャンネルについては、この限りではない。
3. 日本放送協会の受信料（衛星受信料含む）は、甲の利用料に含まれていない。加入者は放送法の規定に基づき、別途日本放送協会に受信料を支払うものとする。
4. 株式会社WOWOWの加入料及び視聴料は、甲の利用料に含まれていない。加入者は、別途WOWOWと受信契約が必要となる。
5. 有料チャンネルの視聴は、STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とし、別に定める料金表に従い払い込むものとする。
6. 加入者が第 8 条に定める利用料を 3 ヶ月継続して支払義務を怠った場合、加入者に催告の上、サービスを停止できるものとする。なお、解除の際は、加入者が解除を催告した日の属する月までの利用料を含んだ未払いの料金を支払う義務を負うものとする。また、サービス停止中の利用料は課金されるものとする。
7. 加入者が第 8 条に定める利用料を 4 ヶ月継続して支払義務を怠った場合又はその他この約款に違反する行為があったと認められる場合は、加入者に催告の上、加入契約は解約となるものとする。加入者の都合により、当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、通知催告なしに加入契約は解約となるものとする。

（STB）

第 9 条 甲は、甲の所有する STB 及びリモートコントローラ等の付属品を加入者に貸与する。但し、契約終了時には加入者は直ちに当社に STB を返還するものとする。

なお、付属の BS デジタル用 IC カード（以下 B-CAS カードという）及びデジタル CATV 限定受信用 IC カード（以下 C-CAS カードという）の取り扱いについては、第 24 条及び第 25 条の規定によるものとする。加入者は、故意または、過失による STB の破損、紛失等の場合には、別に定める料金表に従いその相当分を甲に支払うものとする。

加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。 デジタルサービスは、当社の指定する STB が設置された場合のみ利用できる。

(料金の支払い方法)

第 10 条 加入者は、当社に工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとする。

2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとする。

3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとする。

(料金の改定)

第 11 条 甲は、社会情勢の変化等に伴い、加入金及び利用料等の改定をすることができる。

2. 改定する場合は、1カ月前に一般に周知し、当該加入者に通知するものとする。

(甲の責任及び免責事項)

第 12 条 甲は甲の施設について維持管理責任を負う。なお、加入者は施設の維持管理の必要上、サービス提供が一時的に停止することを承認するものとする。

2. 甲の保守責任範囲は、保安器又は V-ONU の出力までと STB のみとする。

3. 保安器又は V-ONU の出力端子以降の施設及び受信器等（STB を除く）に起因する事故が生じた場合があっても、甲はその責任を負わないものとする。

(サービス提供の停止による損害の賠償)

第 13 条 当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとする。

1. 天災、事変

2. 放送衛星、通信衛星の機能停止

3. その他当社の責に帰することのできない事由

(サービスの無断使用、営業使用の禁止)

第 14 条 法令により、加入者がテープ・配線等により甲のサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けて甲のサービスを第三者に上演することを禁止する。

(故障)

第 15 条 甲は加入者から、甲の提供する業務の受信に異状の申し出があった場合は、これを調査し、必要な処置を講ずるものとする。

2. 異状の原因が加入者の施設による場合は、その修復に要する費用を加入者の負担とする。

3. 加入者が故意または過失により、甲の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とする。

(放送内容の変更)

第 16 条 甲はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがある。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じない。

(設置場所の変更)

第 17 条 加入者は、加入者の施設の設置場所の変更等をしようとする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。

2. 加入者が転居等により受信設備の移転を行う場合、甲の施設内に限り可とし、移転に要する費用は加入者の負担とする。

(名義変更)

第 18 条 次の場合は甲の承諾を得た上で、加入者の名義を変更することができる。

この場合、新加入者は、名義書換料として別表 4 に定める手数料を添え、申し出るものとする。

(1) 相続または法人等合併の場合。

(2) 新加入者が加入契約に定める旧加入者の受信機の設置場所において、甲の業務の提供を受けることについての権利義務を継承する場合。

(加入者の禁止事項)

第 19 条 加入者は、甲の業務を提供するために必要とする施設の改変や増設工事を行うことはできない。

2. 加入者は、甲の業務施設と加入契約以外の受信機とを相互に接続することはできない。

3. 不正、無断増設設備は、加入契約を行った後、改めて適切な設備工事を行わなければ使用できない。

(違約に関する措置)

第 20 条 加入者が第 17 条に違反した場合は、甲に対し別途定める違約追徴金を支払わなければならない。

(加入契約の解約)

第 21 条 加入者が、加入契約を解約しようとする場合には、直ちに甲にその旨を申し出るものとし、施設撤去日をもって解約日とする。加入者は、加入契約終了後、第 9 条 1 及び第 9 条 2 により貸与された STB (リモコンを含む) を、当社の指定する期日までに返却するものとし、加入者が期日経過後も、これを返却しない場合は、当社は加入者に対し、STB の代金相当額の損害賠償を請求できるものとする。 B-C A S カード及び C-C A S カードの取り扱いについては、第 24 条及び第 25 条の規定によるものとする。

2. 加入者から解約の申し出があった場合は、甲または甲の指定する業者により、加入者の施設を撤去する。但し、加入者は別に定める料金表に従い撤去に要する費用を撤去当日、甲または甲の指定する業者に支払うものとする。

3. 加入契約解約の場合は、支払われた契約料の払い戻しはしない。

4. すでに支払われた利用料は、その月分を差し引いて残余がある場合には、その残分を返却するものとする。

(加入者の義務違反による停止)

第 22 条 甲は加入者が加入契約に違反する行為をした場合、加入者に催告の上、サービス提供を停止することができる。

2. 加入者は前項により、甲のサービス提供を停止され、解約になった場合には、直ちに、この加入契約による全ての権利を失うものとする。

3. 甲は加入者が前項により解約になった場合、加入金は返却しない。

(契約の解除)

第 23 条 当社は、加入者または第 10 条第 3 項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとする。

なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下未納料金という）を支払う義務を負う。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとする。
3. 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとする。

#### （B-CASカードの取扱い）

第 24 条 加入者はデジタル放送サービスの提供を受ける場合には、デジタル放送用 IC カード（以下「B-CASカード」という。）を使用するものとする。

2. 契約終了後は速やかに、B-CASカードを当社に返却するものとする。
3. B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款 KB0008B」に定めるところによる。
4. 加入者の故意または過失によりB-CASカードを破損又は紛失した場合は、その相当分の費用を当社に支払うものとする。

#### （C-CASカードの取扱い）

第 25 条 当社はデジタル放送サービスの加入者に対しC-CASを貸与する。

C-CASは当社の所有とし、契約終了後は速やかに返却するものとする。

当社は加入者が当社の手配以外によるデータ追加・変更及び改竄することを禁止し、それらが行なわれたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については、加入者が賠償するものとする。

加入者の故意又は過失によりC-CASを破損又は紛失した場合は、その相当分の費用を当社に支払うものとする。

当社はC-CASに蓄積されたデータを、C-CASシステムによって保護し、第三者に漏洩しない。

#### （加入者個人情報の取扱い）

第 26 条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱うものとする。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを株式会社帯広シティーケーブルホームページにおいて公表するものとする。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(加入者個人情報の利用目的等)

第 27 条 当社は、第 1 条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱うものとする。

- (1) サービス契約の締結
- (2) サービス料金の請求
- (3) サービスに関する情報の提供及び契約促進を目的とした営業活動
- (4) サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (5) 受信装置の設置及びアフターサービス
- (6) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- (7) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）。

2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはない。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではない。

- (1) 本人が書面等により同意した場合
- (2) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
  - ① 第三者への提供を利用目的とすること
  - ② 第三者に提供される加入者個人情報の項目
  - ③ 第三者への提供の手段又は方法
  - ④ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- (3) 第29条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合

4 当社は、第 3 項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結する。

5 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知する。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知する。

- (1) 一本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(加入者個人情報の共同利用)

第 28 条 当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用する。

2 当社は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがある。この場合において、当該情報の利用目的は、第 3 条第 1 項又は第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の要件に該当するか否かの判断に限る。

3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負うものとする。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定める。

(加入者個人情報の取扱いの委託)

第 29 条 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがある。

2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定する。

3 当社は、第一項の委託先との間で、第 27 条第 5 項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含む。

(安全管理措置)

第 30 条 当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、個人情報保護管理規定の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針に定める措置をとる。

(本人による開示の求め)

第 31 条 本人は、当社に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができる。

2 当社は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示する。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知する。

(本人による利用停止等の求め)

第 32 条 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができる。

(1) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除

(2) 加入者個人情報の利用の停止

(3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとる。

3 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知する。

(本人確認と代理人による求め)

第 33 条 当社は、第27条第5項、第31条1項又は第32条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行う。

2 本人は、第27条第5項、第31条1項又は第32条第1項の求めを、代理人によって行うことができる。

(本人の求めに係る手数料)

第 34 条 当社は、第27条第5項及び第31条1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求する。

2 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納する。

3 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによる。

(苦情処理)

第 35 条 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努める。

2 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定する。

(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

第 36 条 当社は、第27条第5項、第31条第1項又は第32条第1項に基づく求め、第35条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付ける。

(保存期間)

第 37 条 当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表6に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去する。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではない。

(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

第 38 条 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知する。

2 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表する。

3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第31条第2項各号に該当する場合には、この限りではない。

(国内法への準拠)

第 39 条 この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については釧路地方裁判所を管轄裁判所とする。

(定めなき事項)

第 40 条 この約款に定めなき事項が生じた場合、甲、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとする。

(約款の改正)

第 41 条 この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがある。

## 附 則

平成23年7月1日 アナログ放送契約終了により、アナログ放送受信端末（ホームターミナル）の記載を削除。

- 1.この約款は、平成23年7月1日から施行する。
- 2.甲は特に必要があるとき、この約款に特約を付することができる。

### クレジットカード支払いに関する特約

- 1.加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を、当社及び加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとする。
- 2.加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとする。また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとする。
- 3.加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとする。
- 4.当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、当社及び加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとする。

## デジタル料金表

### 1. 契約料

項目	金額	摘要
契約料	42,000 円	

### 2. 利用料（月額）

品目	金額	摘要	
利用料（ノーマルコース）	4,200 円	セット①付、STB（標準型）1 台付	
	5,250 円	セット①付、STB（HDD 内蔵型）1 台付	
	3,675 円	セット①付、STB（ブルーレイ HDD 内蔵型）を別途販売	
利用料（ハブリューコース）	3,885 円	STB（標準型）1 台付	
	4,935 円	STB（HDD 内蔵型）1 台付	
	3,360 円	STB（ブルーレイ HDD 内蔵型）を別途販売	
STB 料	1,050 円	STB（標準型）1 台（2 台目以降）	
	2,100 円	STB（HDD 内蔵型）1 台（2 台目以降）	
利用料（地デジコース）	2,100 円	FTTH エリアは BS デジタル放送も含む	
利用料（地デジコース+WOWOW セット）	3,885 円	FTTH エリア限定（STB 未提供）	
利用料（地デジコース+スターチャンネルセット）	3,885 円	FTTH エリア限定（STB 未提供）	
有料チャンネル	スターチャンネル（3c h セット）	2,100 円	STB 1 台毎
	衛星劇場	1,890 円	〃
	WOWOW（3c h セット）	2,415 円	〃
	グリーンチャンネル（2c h セット）	1,260 円	〃
	JsportsPlus	1,365 円	〃
	東映チャンネル	1,575 円	〃
	アニメシアター X（AT-X）	1,890 円	〃
	ゴルフチャンネル	1,050 円	〃
	レインボーチャンネル	2,415 円	〃
	ミッドナイトブルー	2,415 円	〃
	セット②（2c h セット） ・レインボーチャンネル、ミッドナイトブルー	2,835 円	〃

#### 摘要

セット① 旅チャンネル、MONDO21、V☆パラダイス、日テレプラス、スカイ・A sports+、歌謡ポップスチャンネル

#### 品目

#### 定期契約

ノーマルコース、ハブリューコース、地デジコース+WOWOW セット、地デジコース+スターチャンネルセットに限定。契約の最低利用期間は 2 年間。利用料の支払いは当社が認定するクレジットカード支払いに限定。別途、FTTH インターネット接続サービス（ライト）及び固定電話（ケーブルライン又はケーブルプラス）の契約者に限定。

金額	摘要
3,815 円	定期契約利用料（ノーマルコースの契約者で「セット①付、STB（標準型）1 台付」の場合。）
3,500 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（標準型）1 台付」の場合。）
4,865 円	定期契約利用料（ノーマルコースの契約者で「セット①付、STB（HDD 内蔵型）1 台付」の場合。）
4,550 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（HDD 内蔵型）1 台付」の場合。）
3,290 円	定期契約利用料（ノーマルコースの契約者で「セット①付、STB（ブルーレイ HDD 内蔵型）を別途販売」の場合。）
2,975 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（ブルーレイ HDD 内蔵型）を別途販売」の場合。）
8,400 円	定期契約解除料（2 年間未満に契約を解除する場合。）

#### 詳細事項

(1) 定義 等	OCTV 多チャンネル放送サービス契約約款 (以下「TV 約款」といいます。)
	「TV 約款」に定める契約 (品目は「ノーマルコース、バリューコース、地デジコース+WOWOW セット、地デジコース+スターチャンネルセット」に限ります。以下「TV 契約」といいます。)
	「TV 約款」に定める放送サービス (品目は「ノーマルコース、バリューコース、地デジコース+WOWOW セット、地デジコース+スターチャンネルセット」に限ります。以下「TV サービス」といいます。)
	当社が別に定める FTTH インターネット接続サービス契約約款 (以下「NET 約款」といいます。)
	「NET 約款」に定める契約 (品目は「ライト」に限ります。以下「NET 契約」といいます。)
	「NET 約款」に定める通信サービス (品目は「ライト」に限ります。以下「NET サービス」といいます。)
	当社と提携する他の電話サービス提供会社が別に定める電話サービス契約約款 (以下「他の電話約款」といいます。)
	「他の電話約款」に定める契約 (以下「TEL 契約」といいます。)
	「他の電話約款」に定める電話サービス (以下「TEL サービス」といいます。)
	TV サービス、NET サービス及び TEL サービス (以下「トリプルサービス」といいます。)
ア 定期契約とは、NET 契約及び TEL 契約を締結している TV 契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がトリプルサービスの提供を開始した日 (現にトリプルサービスの提供を受けている場合は、定期契約の申出を当社が承諾した日) の属する暦月翌月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日 (以下「満了日」といいます。)	
イ 当社は、トリプルサービスの設置先が第2条 (契約の対象) (1) 1戸建住宅又は (3) 集合住宅 (トリプルサービスを利用する契約者の居住する部屋まで当社の引込線を設置している場合) に限って定期契約を締結します。	
ウ 当社は第3条 (契約の成立) の規定による場合、定期契約の申込を承諾しないことがあります。	
(2) 利用料等の 取扱い	ア 利用料は、トリプルサービスの提供を開始した日 (現にトリプルサービスの提供を受けている場合は、定期契約の申出を当社が承諾した日) の当該月の翌月より、別途定める定期契約利用料を適用します。
	イ 定期契約の解除があったときは、その契約解除日の当該月末分まではアに規定する料金額を適用します。
(3) 定期契約の 更新および 解除	ア 当社は、定期契約が満了した場合は、満了日の翌日 (以下「更新日」といいます。) に定期契約を更新します。
	ただし、満了日の属する暦月内に、契約者より定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
	イ 当社は、次の場合には、定期契約の解除を行いません。
	(1) 契約者が、トリプルサービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合。
	(2) 契約者が、TEL サービスの一時中断を行なう場合。
	(3) 契約者が、NET サービスの利用の休止を行なう場合。
	(4) 契約者が、TV サービスの一時停止を行なう場合。
	(5) 当社が、トリプルサービスのうちいずれか又は全部の解除を行なう場合。
	(6) 当社が、トリプルサービスのうちいずれか又は全部の利用の停止を行なう場合。
	(7) 契約者が、NET 約款に定める他の品目 (ミディアム、ハイパー、ビジネス) への変更を行う場合。
(8) 契約者が、TV 約款に定める他の品目 (地デジコース) への変更を行う場合。	
ウ 契約者は、定期契約の満了日の前日までに定期契約の解除を行なう場合、別途定める定期契約解除料の支払いを要します。	
ただし、解除と同時にトリプルサービスのうち全部の解約を行なう場合は、別途定める引込線撤去費の支払いを要します。	
エ 当社は、NET 約款で定める定期契約に係る定期契約解除料を重複して加算することはありません。	
オ 当社は定期契約の適用を受ける契約者には、第5条 (契約の有効期限) は適用しません。	
カ 契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合は、定期契約解除料の支払いを要しません。	
(1) 契約者が、更新日以降に定期契約の解除を行なう場合。	
(2) 契約者が、転居によりトリプルサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社が提供するトリプルサービスの申込を行う場合。	
(3) 契約者が、NET 約款に定める他の品目 (ミディアム、ハイパー、ビジネス) への変更を行う場合。	

\* 営業用加入者の増設受信機は、1台につき840円とします。

\*ご利用は暦月単位で月額利用料の日割計算はありません。

\*利用料には、日本放送協会（NHK）の受信料（衛星受信料含む）は含まれておりません。

\*WOWOWの加入金は含まれておりません。

### 3. 工事費等

項目	金額	摘要
引込工事費	26,250 円	
引込線撤去費	9,240 円	
再引込み工事費	13,650 円	
テレビ追加工事費	31,500 円	既インターネット利用者
インターネット追加工事費	21,000 円	既テレビ利用者
電話追加工事費	21,000 円	既テレビ利用者
STB 販売価格（ブルーレイ HDD 内蔵）	98,700 円	1 台毎 *

\*販売した STB（ブルーレイ HDD 内蔵）は、引き渡し日から 1 年間は保証期間といたします。販売した STB（ブルーレイ HDD 内蔵）は、当社以外の CATV 局では使用できません。

### 4. 手数料

項目	金額	摘要
デジタル登録料	5,250 円	TV 契約時の CAS カード登録料
名義書換手数料	5,250 円	
本人の求めに係る手数料	1,050 円	

### 5. その他

項目	金額	摘要
STB 用リモコン	2,940 円	紛失・破損等
STB 用リモコン（HDD 内蔵）	3,360 円	〃
STB 用リモコン（ブルーレイ HDD 内蔵）	3,360 円	〃
B-CAS カード	2,100 円	〃
C-CAS カード	3,150 円	〃
STB 保証金	20,000 円（税なし）	〃
STB 保証金（HDD 内蔵）	40,000 円（税なし）	〃

### 6. 保存期間

項目	期間	摘要
加入者個人情報	1 年以内	サービスの提供を解約した日以降

注：上記金額には消費税が含まれております。

### <付則>

平成 18 年 7 月 1 日 光ケーブル引込タイプを追加。

平成 19 年 10 月 1 日 光ケーブル引込タイプを廃止し、デジタル料金表に変更。

平成 20 年 10 月 1 日 ケーブルライン電話サービスとの利用料セット割引及び工事費の種別を追加。

平成 21 年 4 月 1 日 有料チャンネルの料金の変更及び追加。一部標準工事費を追加。

平成 21 年 5 月 1 日 営業用加入者の増設受信機 1 台ごとの料金の変更。利用料の名称「バリューコース」を追加。「OAB～J」の名称を「ケーブルライン」に変更。既ケーブルラ

	イン電話利用者の割引を廃止。
平成22年1月1日	第8条の変更。料金表の有料チャンネルの料金変更。B-CASカードとC-CASカードの紛失・破損等の料金を追加。
平成22年4月1日	料金表に地上デジタル放送等再送信サービスを追加。
平成22年6月1日	STB（ブルーレイ HDD 内蔵）を利用するサービスを追加。
平成23年4月1日	セット①のチャンネルを変更。有料チャンネルを変更。
平成23年7月1日	アナログ放送契約終了により、アナログ料金表を削除。
平成23年12月1日	料金表に地デジコース・WOWOW セット、地デジコース・スターチャンネルセット、定期契約利用料、定期契約解除料、デジタル登録料を追加。